

令和5年度 緑中学校の部活動に係る活動方針

【活動方針策定の趣旨等】

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針(平成31年1月策定、令和5年1月改定)」に則り、「緑中学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様なかたちで最適に実施されることを目指す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

野 球	サッカー	ソフトテニス
バスケット男子	バスケット女子	バレーボール女子
バドミントン男子	バドミントン女子	サイエンス
美 術	吹 奏 楽	

(2) 「部活動に係る相談・要望等の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望等の窓口」を設置する。相談・要望等は、郵便、電話、ファクシミリ、メール、持参のいずれかにより、次の連絡先あてに提出することとする。

*連絡先：〒068-0053 岩見沢市北本町西2丁目2番1号 岩見沢市立緑中学校
電 話 0126-22-0669 ファックス 0126-25-7143
メール midoric@edu.hamanasu.com

*担 当：部活動窓口(教頭)

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定の大会日程等)ならびに毎月の活動計画および活動実績(活動日時・場所、休養日および大会の参加日程等)を作成し、校長に提出する。

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、前記の各部活動の年間の活動計画および活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、各部活動の顧問に対し、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全般および大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「学校の活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

2 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とする。
- ・定期テストの3日前、学校祭期間などは、原則として休養日とする。
- ・年間平均5.2日以上、週休日5.2日以上、合計10.4日以上休養日を設ける。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、部によっては、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとする。

(2) 活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、年間の平均活動時間で、平日では2時間程度（4～9月は18:30まで、10～3月は17:30までに下校完了）、学校の休業日（学期中の土日を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

3 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合

- ・生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、本校のガイドラインに沿い、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

(2) 合同チーム等の編成

- ・部活動顧問は、合同部活動の取組について、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得ることとし、校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含まないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(3) 地域との連携等

- ・家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

《入部する条件》

部活動は自主的・自発的な活動の場であり、その活動を強制されて行うものではありません。自主的・自発的な活動である部活動に関わる全ての人の活動が阻害されるような行為は許されません。部活動の意義は学習意欲の向上や責任感連帯感の酒養等、学校教育が目指す資質・能力の育成です。このために個人の思いのみが優先されるわけではなく、所属する集団全ての人の思いを考え行動する必要がある、その中で集団として行う意義を感じていく必要があります。このため部活動への参加については、体調などに関わりなく以下の条件を満たすこととなります。

- 部活動に強い興味・関心を持ち、参加に対し強い意志を持っていること。
- 部の活動に対して理解をし、その活動に対し責任を持ち関わることが出来ること。
- 集団での行動を理解し、活動を継続し行うことが出来ること。

《学校でのきまり》

- (1) 入部には「入部届」が必要です。また、単年度で部活動を設置することから部活動加入についても単年度扱いとします。したがって、2、3年生も同様に「入部届」に必要事項を記入の上、22日（金）までに担任へ提出してください。
- (2) 部員すべてが協力しあい、きめられたことを守りながら活動をすすめます。ただし本校生徒としてあるまじき行為（触法行為、いじめ・反社会的行為）があった場合は、当該生徒の一定期間の活動休止、退部、もしくは部全体の活動停止を行うこととなります。
- (3) 部活動は、平日の他、週休日（土曜日・日曜日）、祝日、長期休業中（夏休み、冬休み等）にも行われることがあります。
- (4) 平日の活動時間は平日2時間程度、週休日は3時間程度となります。（4～9月は18：30まで、10～3月は17：15までに下校完了することとします。）ただ、日没が早まる時期については、部活動担当で終了時間を配慮します。
- (5) 定期テストの3日前・学校祭期間などは、原則として活動は中止します。年間平日52日以上、週休日52日以上は休養日を設けることとします。

《各家庭へのお願い》

- (6) 朝「帰宅時間」の確認をさせてから家を出るように、習慣づけてください。
- (7) 活動が終わったら速やかに下校しますのでご家庭でも下校後の寄り道（塾・習い事以外）や買い食い等が無いように指導してください。
- (8) 事故防止のため貴重品を持ってきた場合は必ず顧問の先生に預けるようにしてください。（大会なども同じ扱いとなります。）
- (9) 部活動を欠席する場合には、部活担当者に確実に伝わるようにしてください。休日・長期休業中の欠席についても担当者に確実に伝わるようにしてください。